

2022.4.30

公益社団法人 愛知県理学療法士会
学習局 生涯学習部

愛知県における士会「承認」症例検討会および研修会等の運用について

新生涯学習制度における職場基盤型学習の趣旨に基づき、会員の所属施設等で開催される症例検討会および研修会等について、愛知県士会として新生涯学習制度の中の修了要件やポイント取得を認めるための指針を定めました。次ページに示しますので、必ずご確認のうえ開催を計画していただきますようお願い致します。

なお、本指針に基づく開催申請の受付は、新会員管理システムの安定した稼働が見込まれる下記日時より開始いたします。

開催申請受付開始：2022年6月1日(水) 午前0時

＊受付開始前に開催申請をされましても、「承認」は致しかねますのでご了承ください。

運用方法の詳細につきましては、5月29日(日)の施設代表者研修会にて説明する予定となっております。また、同様の説明動画を士会 HP 等で今後配信いたしますので、合わせてご確認をお願い致します。

本件につきまして不明な点がございましたら、下記よりお問い合わせください。

お問合せ先：

公益社団法人 愛知県理学療法士会
学習局 生涯学習部
松田文浩
fmatsuda@fujita-hu.ac.jp



新制度の 情報は ここでわかる!

新生涯学習制度に関する資料は**日本理学療法士協会ホームページ**にて公開されております。必ずご確認ください。

- ▶登録理学療法士制度
- ▶認定・専門理学療法士制度
- ▶各種資料・マニュアル

日本理学療法士協会
ホームページはこちら



Pick up

新制度では、**愛知県理学療法士会の承認を得ることで、会員の所属施設等で症例検討会・研修会等を開催することができます。**ここでは『士会「承認」症例検討会および研修会等』の申請の流れをご紹介します。

愛知県士会
ホームページは
こちら



※新生涯学習制度に関する愛知県士会の指針は愛知県理学療法士会ホームページ「会員の方へ」内の「新生涯学習制度について」をご覧ください。

(現時点では日本理学療法士協会ホームページにリンクしていますが、今後、PDF等でページを作ることを考えています)

新生涯学習制度における士会「承認」症例検討会および研修会等に関する指針

開催申請の受付開始時期：2022年6月1日(予定)

本指針は、新制度における職場基盤型学習の趣旨に基づき、**会員の所属施設等で開催される症例検討会および研修会等について、愛知県士会として新生涯学習制度の中の修了要件やポイント取得を認めるための要件を示すものです。**

士会「承認」症例検討会

取得できる単位

前期研修対象者：D-2(修了要件1コマ、聴講1.5hにより取得)

※D-2受講は自施設に実地指導者(登録理学療法士)がいない場合のみ

後期研修対象者：E1神経、E2運動器、E3内部障害

修了要件6コマ(3領域それぞれ2コマ)

発表1回(0.5h)=1コマ/聴講3回(1.5h)=1コマ

開催要件

協会指定の開催要件は協会マニュアルに記載

《愛知県士会追加項目》

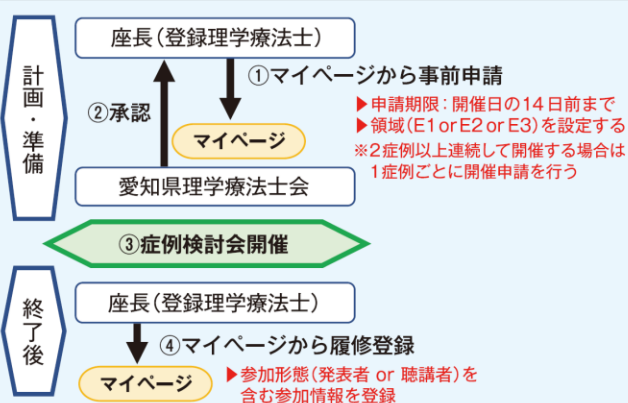
▶1症例30分以上の発表(質疑応答を含める)が行われること

▶申請者である座長は、申請の際に選択した講義テーマ(E1～E3)に応じた症例検討がなされるよう、提示される症例や検討内容を調整する

協会マニュアル▶



申請の流れ



士会「承認」研修会・講演会・ワークショップ等

取得できるポイント

登録理学療法士更新のためのポイント：

1h=1ポイント(0.5ポイントが最小単位)

開催要件

協会指定の開催要件は協会マニュアルに記載

《愛知県士会追加項目》

▶参加資格(士会会員限定、地域限定等)は申請者が定めること

▶オンデマンドの研修は、質疑応答が可能であること、受講後に確認テストなどが設定されており、視聴したことが証明できることを条件とする

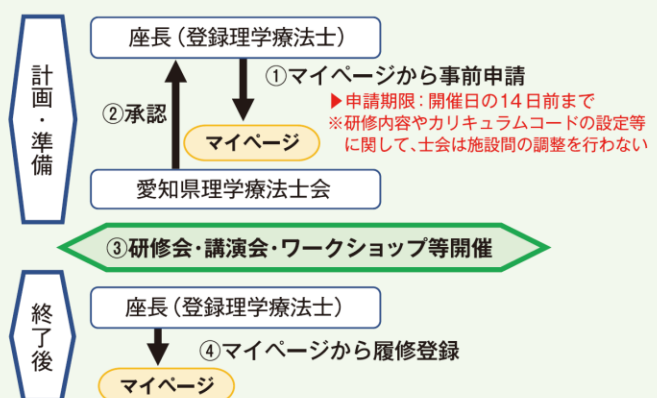
※新制度開始後の申請状況や日本理学療法士協会の意向を踏まえ、愛知県士会として開催要件を追加・変更する可能性があります



協会マニュアル▶



申請の流れ



※要件を満たしているか判断しかねる場合は、担当者から資料の提出を求める
※資料の提出を求められた場合、申請者はHPのURLや案内資料、案内メール等、研修会の詳細が明記されている資料を提出する
※申請内容に誤りがないか、不正がないか等、担当者が細部まで確認する場合がある
※不正が発覚した場合、該当する申請者および主催者からの申請を一定期間認めない等の対応をとることがある